

## より安全でおいしい水道水をお届けするために

# 平成25年度「水質検査計画」のお知らせ

水道局では、年度ごとに水道原水(河川水)からじゃ口までの水質検査項目・場所・回数を定めた「水質検査計画」を策定し、万全な検査体制で水質管理を行っています。

また、実施する水質検査は、水道GLP\*に基づき精度と信頼性の高さが保証されています。

水質検査計画は以下の3つの柱で構成されています。

なお、水質検査計画の詳細は、水道局ホームページをご覧ください。



### 1. 品質保証

のための水質検査(法令検査)

「水質基準」に適合しているかを  
検査します

検査の名称	検査を行う場所	検査頻度	検査の内容
毎日検査	市内のじゃ口56カ所	毎日	色、濁り、消毒効果についての検査。
毎月検査	市内のじゃ口9カ所	月1回	安全の指標となる検査。
基準全項目検査	市内のじゃ口9カ所	年4回	水質基準すべての項目の検査。

### 2. 品質管理

のための水質検査  
(独自検査)

水道原水からじゃ口までの各工程を  
検査します

検査の名称	検査を行う場所	検査頻度	検査の内容
目標項目検査	市内のじゃ口9カ所	年4回	水質管理目標設定項目等の検査。
河川水質検査	河川4カ所	月1回	水道水の原料としての水質確認やその年間変動を把握するために行う河川水の検査。
浄水工程検査	全浄水場(8カ所)	月2回	浄水場の処理工程ごとの水質を確認する検査。
配水工程検査	市内のじゃ口19カ所	月1回	各家庭に送られる水の水質変化を確認する検査。
残留塩素管理検査	市内のじゃ口等47カ所	月1回	残留塩素を確認するための検査。

### 3. より安全でおいしい水

のための水質検査  
(重点項目検査)

農薬、臭気、トリハロメタンについて  
頻度を高めて検査を行い、結果に基づき  
対策を施しています

検査の名称	検査を行う場所	検査頻度	検査の内容と対策
農薬検査	河川4カ所 河川の代表浄水場4カ所 (青山、阿賀野川、戸頭、巻)	年15回以上	水源河川流域で使われている農薬の検査。 農薬が検出される時期は活性炭処理を行います。
異臭味検査	全浄水場(8カ所)	毎日	水に異臭味がないか確認する検査。水道水に臭いがつく可能性のあるときは活性炭処理を行います。
トリハロメタン検査	全浄水場(8カ所) 市内のじゃ口等29カ所	7月～9月 月2回以上	消毒副生成物であるトリハロメタンの重点検査。 トリハロメタンが増える時期は活性炭処理を行います。
原虫検査	河川4カ所	年4回	クリプトスポリジウムとジアルジアなどの検査。 ろ過水の濁度管理を徹底します。
ダイオキシン類検査	河川の代表浄水場4カ所 (青山、阿賀野川、戸頭、巻)	年2回	ダイオキシン類の検査。 適切に浄水処理されていることを確認します。

- 水道水の放射性物質検査は水道局と新潟県が実施し、水の安全を確認しています。  
なお、平成23年4月25日以降放射性物質は検出されていません。  
詳しくは水道局ホームページをご覧ください。

### 国より厳しい基準で管理

水道局では測定回数の頻度を高め、国が定めた基準などよりも厳しい値で水道水を管理しています。特に農薬について国が定めた基準の10分の1の管理目標値を設定しているほか、トリハロメタン、臭気強度および残留塩素についても独自の管理目標値を設定し、活性炭を注入するなどの対応をしながら、「より安全でおいしい水」を供給できるよう取り組んでいます。



\*水道GLPとは、(社)日本水道協会が水道水の水質検査に特化して信頼性を保証するために定めた制度で、水道局では平成18年に全国で7番目に取得しています。



JWWA-GLP007 水道GLP認定

●お問い合わせは ☎ 0120-411-002 水道局水質課へ

明日の水道について一緒に考えませんか?

## 平成25年度 水道モニター募集!

「水道モニター」とはお客さまに水道事業に対する理解を深めていただくとともに、ご意見やご提案をお聞きし、これからの事業運営に生かすための制度です。

- 活動内容 年5回開催する施設見学会、研修会などへの参加とレポートなどの提出
- 募集人数 25人
- 任期 モニター活動開始日(5月中旬予定)から平成26年3月31日(月)まで
- 応募資格 新潟市の水道を利用し、平日の昼間に開催する施設見学会などに参加できる20歳以上の方(ただし、新潟市の職員、過去の水道モニター経験者は除きます)
- 応募方法 ①郵送の場合 水道局・区役所などの窓口に備え付けの「応募用紙」を水道局総務課へ郵送してください。※「応募用紙」は水道局ホームページからダウンロードできます。また、ご連絡いただければ郵送いたします。  
②電子メールの場合 水道局ホームページ掲載の「応募用紙」に入力のうえ、水道局総務課のアドレスへ送信してください。
- 募集期間 平成25年2月12日(火)から3月8日(金)まで

- 選考方法 応募者の中から、新潟市水道モニター設置要綱に基づき、水道をお使いの地域や年齢、性別が偏らないように考慮し、応募動機を参考にしながら選考します。(選考の結果は、4月上旬にお知らせします)
- 謝礼 活動に応じ、年間10,000円以内(交通費相当分を含みます)  
※一時保育料の一部補助あり
- お申し込み・お問い合わせ先  
〒951-8560 新潟市水道局 業務部 総務課(住所は不要)  
☎ 0120-411-002
- ホームページ
- 総務課アドレス somu.ws@city.niigata.lg.jp

